



道路政策の質の向上に資する技術研究開発

募 集 要 領

平成23年12月

新道路技術会議

目次

1 . 本技術研究開発制度の概要	
1 . 1 本技術研究開発の目的・性格	1
1 . 2 募集する研究テーマ	1
1 . 2 . 1 10の政策領域	2
1 . 2 . 2 3つの公募タイプ	4
1 . 3 研究期間	5
1 . 4 研究開発の委託契約	6
2 . 応募資格等	6
2 . 1 応募資格	6
2 . 2 提出期限及び提出先	7
2 . 3 提案書類の様式	7
2 . 4 提案書類の提出部数	7
2 . 5 提案書類の添付書類	7
2 . 6 提案書類の受理	8
2 . 7 提案書類に不備があった場合の取扱い	8
2 . 8 秘密の保持	8
2 . 9 注意事項	8
3 . 審査方法等	8
3 . 1 審査方法	8
3 . 2 審査手順	8
3 . 3 審査基準	9
3 . 4 結果の通知	9
4 . 採択後の手続き	9
5 . 研究成果の評価	10
6 . 問い合わせ先	10
別紙1 ヒアリング審査概要	12
別紙2 本技術研究開発制度に関するQ & A (募集要領関連)	13
別紙3 提案書受理票	14
提案書類の様式	15
1. 提案書	16
2. 研究開発年次計画・経費の見込み	19

3.平成24年度計画	20
4.平成24年度の必要経費概算	21
委託事務処理科目区分表	22
研究概要資料（イメージ）	23
参考 提案書記入上の留意点	24
委託事務標準契約書（案）	25

1. 本技術研究開発制度の概要

1.1 本技術研究開発制度の目的・性格

- 広範な研究者から研究を募り、「学」の知恵、「産」の技術を幅広い範囲で融合することにより、道路政策の質の向上に資することを目的としています。

本技術研究開発制度は、道路分野をはじめとする広範な研究者から研究を募り、「学」の知恵（学会や海外の最新情報など）、「産」の技術（新技術のシーズなど）を幅広い範囲で融合することにより、道路政策の質の向上への貢献を図ることを目的としています。このため、研究成果の道路分野への貢献内容が明確であることが、研究採択にあたっての必要条件となります。

- 競争的研究資金です。

本技術研究開発制度において実施する研究は、公募により研究者から提案のあったものについて、国土交通省道路局に設置される新道路技術会議（以下「会議」という。）における審査を通じて競争的に選定・採択し、国土技術政策総合研究所との委託研究として実施します。

- 純粋な道路分野に加え、道路分野への活用・応用が期待できる幅広い領域の研究を対象としています。

本技術研究開発制度は、純粋な道路分野に加え、道路分野への活用・応用が期待できる基礎的な要素技術から総合的な応用技術まで、初期段階から実用化に近い最終段階まで、また、近年急速に普及しつつある電気自動車等の新しい技術の動向を想定した新しい道路技術に関する研究を含む幅広い領域の研究を対象とするほか、日本国内の道路政策にとどまらず、日本規格の国際規格化など日本企業の国際展開にも資する技術も対象としています。

- 公募タイプごとに設定される研究の方向性や成果イメージ等を踏まえた道路政策の質の向上に資する研究を支援します。

本技術研究開発制度は、公募タイプごとに設定される研究の方向性や成果イメージ等を踏まえた、道路政策の質の向上への貢献が期待できる幅広い研究を支援します。

1.2 募集する研究テーマ

募集する研究テーマは、1.2.1に示す10の政策領域のいずれかに関するものであって、1.2.2の(1)～(4)のいずれかの公募タイプに該当するものを対象としています（複数領域に関するものも可とします。この場合は、主たる領域とそれ以外の領域

が分かるように区分下さい)。

なお、平成24年度の委託研究(採択テーマ数)は、本技術研究開発制度の予算総額を踏まえ、応募される研究テーマの内容等に応じて検討・決定される予定です。

1.2.1 10の政策領域

今年度の募集における10の政策領域で考えられる研究テーマの事例と、各政策領域において過年度に採択された研究テーマについては、下表のとおりです。

なお、道路に関する多種多様なアイデアを期待しておりますので、下記の事例のみにこだわることなく応募をお願いします。

表 10の政策領域と各政策領域における研究テーマ例・過去の採択研究

10の政策領域	研究テーマ例	過去の採択研究
【領域1】 新たな行政システムの創造	道路行政を進めていく上で基本的な手法や考え方に関する研究開発 ・PFI、PPP、BOT等官民の連携手法 ・施策・事業等の評価体系 ・業績評価と組織マネジメント ・社会とのコミュニケーション手法 ・道路交通情報、道路利用者意識の収集・活用手法等	過去の採択研究 ・社会心理学に基づくコミュニケーション型TDMに関する研究開発(H17~19) ・市民参画型道路計画体系の提案と道路網計画における対話技術の開発(H17~19) ・道路の整備・維持管理費用、環境費用を考慮した受益者負担の仕組みに関する研究(H18~19) ・道路交通の時間価値についての研究(H21~23)
【領域2】 道路ネットワークの形成と有効活用	道路計画にあたって必要な分析手法や設計手法に関する研究開発 ・時間帯別交通データ等を活用した道路のサービスレベルの定量化方策 ・国土・都市運営における幹線道路ネットワーク(既存ネットワークの活用を含む) ・総合的な渋滞対策等道路交通の円滑化方策 ・物流効率化・国際競争力強化に資する道路整備 ・各種のニーズに対応した道路計画・設計手法等	過去の採択研究 ・道路機能に対応した性能目標照査型道路計画・設計手法論の研究開発(H17~19) ・駐車デポジット制度による受容性と柔軟性の高い都心部自動車流入マネジメント施策の研究と実証(H18~20)
【領域3】 新たな情報サービスと利用者満足度向上	各種情報サービス等利用者満足度向上のための技術や応用手法に関する研究開発 ・新たな情報サービスを活用した各種道路交通問題の解決に関する研究開発 ・地図情報の高度化など新たな道路サービスに関する研究開発等	過去の採択研究 ・サービスイノベーション型空間情報社会基盤に関する研究開発(H20~22) ・地域ITS技術を用いた車線・道路幅員減少区間等における安全かつ円滑な走行支援手法の研究開発(H21~23) ・複合データによる道路サービス・パフォーマンス情報システムの研究開発(H21~23) ・都市高速道路における突発事象時の最適交通運用についての研究開発(H22~24)
【領域4】 コスト構造	コスト構造改革を推進する上で必要な具体の技術や調達手法に関する研究開発	過去の採択研究 ・道路機能に基づく道路盛土の経済的な耐

改革	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的で透明性の高い調達システム ・工期短縮やコスト縮減、施工合理化に資する新技術の開発 ・品質確保に資する監督・検査 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・震強化・補強技術に関する研究開発(H17～19) ・ITを活用した合理的な事業マネジメントシステムに関する研究開発(H20～22) ・ひび割れ自己治癒技術の高度化とコンクリート床版の長寿命化(H21FS)
【領域5】 美しい景観と快適で質の高い道空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・美しく品格のある道路空間を整備していくための検討手法や技術の開発 ・地域の伝統・文化等特性を生かした道路空間の形成 ・バリアフリー施策 ・駐車場・歩行空間等における住民参加型のまちづくり手法 ・景観作りの評価・効果測定手法 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の採択研究 ・集客地の活性化に資する、道路のホスピタリティ表現手法についての研究開発(H17～19) ・自転車等の中速グリーンモードに配慮した道路空間構成技術に関する研究(H20～22)
【領域6】 交通事故対策	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故対策に資する具体的な対策や評価分析手法に関する研究開発 ・幹線道路における効果的・効率的な交通事故対策及び迅速な効果評価 ・生活道路における交通事故対策及び面的な効果評価 ・生活道路における簡易デバイス等を用いた安価で効果的な交通事故対策 ・生活道路の交通事故対策における効果的な合意形成手法 ・ドライブレコーダー等を用いた交通事故要因分析 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の採択研究 ・市民参加型交通安全対策・評価システムの実用化に関する研究開発(H17～19) ・混合交通流の自動解析に基づく交通安全性・円滑性評価手法および交通制御・道路運用手法の構築(H22～24)
【領域7】 防災・災害復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応や防災対策に必要な検討評価手法及び対策技術に関する研究開発 ・災害時の情報収集・伝達や復旧活動の迅速化 ・地震・降雨等による盛土・斜面等の被災要因の分析 ・防災事業の効果評価手法や対策優先度の設定手法 ・斜面等の危険箇所を把握するための効率的な手法 ・気象特性の変化や社会的影響等を踏まえた通行規制の区間や基準・運用の考え方 ・広域災害時の道路種別の違いを超えた一元的かつわかりやすい情報提供手法 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の採択研究 ・センサーネットワークを利用した次世代型斜面防災システムの構築(H18～20) ・凍結融解作用を受ける斜面の崩壊予知・災害危険度評価システムの確立(H19～21) ・津波による道路構造物の被害予測とその軽減策に関する研究(H19～21) ・レーザー波干渉を利用した亀裂性岩塊の遠隔からの安全な安定性調査法の確立(H20～22)
【領域8】 道路資産の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理や長寿命化対策に必要な評価検討手法及び技術に関する研究開発 ・道路資産を有効に活用するための維持更新などの技術開発 ・構造物の管理の質の向上に資する非破壊検査手法 ・既設構造物の更新・再生技術 ・リダンダンシーを考慮した構造物の性能評価技術 ・効率的かつ経済的な補修・補強手法の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の採択研究 ・ASR 劣化構造物安全性能評価手法の開発(H17～19) ・多機能検査車走行による道路構造物の健全性評価(H17～19) ・各種道路橋床版における疲労損傷の非破壊検査システムに関する研究開発(H19～21) ・緻密でよく曲がるセメント系材料を用いた補修・補強工法に関する研究開発(H20～

1.4 研究開発の委託契約

会議が当該分野の研究開発活動に携わる広範な研究者から研究を募り、審議します。道路局は、会議の審議結果に基づき、必要に応じて、提案者との合意のもと、産・学・官のコンソーシアム等、提案毎に研究体制を確立します。研究の委託契約については、国土技術政策総合研究所の内規に基づく手続きを経て、締結します。

2. 応募資格等

2.1 応募資格

研究代表者及び共同研究者は、次のいずれかに該当する研究機関等に所属する研究者とします。なお、以前に本技術研究開発制度において課題が採択され、研究代表者または共同研究者として研究を実施した研究者の応募も可能です。

- 一 大学等の研究機関
- 二 国又は地方公共団体における研究機関
- 三 研究を目的に持つ独立行政法人、高速道路株式会社、日本下水道事業団
- 四 研究を目的に持つ特例社団・財団法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人
- 五 民間研究機関（研究業務を行っている機関）
- 六 新道路技術会議が委託研究を実施することが適当であると認めた学会及び業界を代表する協会
- 七 公共事業を行う第三セクターのうち新道路技術会議が委託研究を実施することが適当であると認めた法人
- 八 その他、特に新道路技術会議が委託研究を実施することが適当であると認めた法人又は個人
- 九 前各号の要件を満たす複数の機関又は研究者からなる共同研究体

ただし、『道路関係業務の執行のあり方最終報告書（H20.4.17）』に基づき、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定からの支出を取り止める15法人（(社)国際建設技術協会、(財)河川情報センター、(財)自動車検査登録情報協会、(財)全国建設研修センター、(財)ツール・ド・北海道協会、(財)都市緑化基金、(財)日本不動産研究所、(財)北海道地域総合振興機構、(財)民間都市開発推進機構、(社)国土政策研究会、(社)道路緑化保全協会、(社)日本道路建設業協会、(社)広島県トラック協会、(社)北海道オートリゾートネットワーク協会、(社)街づくり区画整理協会）については、委託研究の契約機関から除外する。なお、道路関係公益法人の研究者が共同研究者（研究代表者を除く。）となることは可能とする。

また、海外の研究者が研究に参画することは可能です。

契約は、上記九に該当する場合を除き、原則として、研究代表者の所属する機関と行うこととし、当該機関は、国土技術政策総合研究所の提示する契約書（案）に合意するとともに、必要とする手続き・措置等を速やかにかつ適切に遂行できる体制を有していることが必要です。さらに、研究代表者の所属する機関は、契約の時に、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者で、かつ、国土技

術政策総合研究所長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中ではないことが必要です。また、上記五に該当する場合は、契約の時に、国土技術政策総合研究所における建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければなりません。

上記九に該当する場合は、委託契約を締結するまでに「国土技術政策総合研究所の委託研究における共同研究体方式の取扱いについて」（平成22年12月1日。国総研HP参照）に示すところにより共同研究体協定書を締結いただき、委託契約は当該共同研究体と行います。共同研究体とは、各々の研究者の所属する全機関があらかじめ共同研究協定書を締結し、当該共同研究協定書に基づき研究分担を行いつつも、全体の研究については連帯して責任を負う組織体をいいます。研究代表者が研究の進行及び資金の配分について全責任を負い、研究代表者のもとで共同研究者が研究を分担する場合は、共同研究体には該当しません。

2.2 提出期限及び提出先

下記期限までに、郵送（書留郵便に限る。）又は宅配便にて提出いただくことを原則とします。なお、FAX、電子メール等による提出は受け付けません。

提出期限：平成24年2月24日（金）（必着）

提出先：〒100-8918 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
国土交通省 道路局 国道・防災課
道路政策の質の向上に資する技術研究開発の募集係

2.3 提案書類の様式

提案書類は別紙3の記載例を参照の上、提出下さい。なお、提案書類は、日本語で作成下さい。

2.4 提案書類の提出部数

提案書類の提出部数は、印刷物1部、電子データ1部（CD-R等）とします。また、提案書類の提出時に「提案書類受理票」1部を併せて提出下さい。

2.5 提案書類の添付書類

提案書類には、以下の資料又はこれに準ずるものを添付下さい。なお、大学又は会社法人の場合、下記①～③は大学／会社案内、パンフレット等、該当する既存の資料で結構です。また、共同研究の場合、研究代表者に加え、全ての研究者の所属機関について、添付書類を提出下さい。

- ① 法人の経歴書 1部
- ② 研究機関の事業報告書等、役員名簿等及び定款等の写し（最新のもの） 1部
- ③ 当該調査研究に関する事業部、研究所等の組織等に関する説明書 1部

2.6 提案書類の受理

応募資格を有しない者の提案書類又は提出された提案書類に不備がある場合は、受理できません。

提出された提案書類を受理した場合は、提案書類受理票で通知します。提案書類をはじめ、提出された応募関係書類はお返ししませんので、その旨予めご了承下さい。

2.7 提案書類に不備があった場合の取扱い

応募された提案書類について、募集要領に従っていない場合や不備がある場合、また、提案書類の記述内容に虚偽があった場合は、提案を原則無効とします。

2.8 秘密の保持

提案書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表はいたしません。ただし、研究の実施が適当であると判断された研究については、その研究計画の概要を公表することがあります。それ以外の提案書類については、新道路技術会議事務局（以下「事務局」という。）で責任を持って保管、廃棄いたします。

2.9 注意事項

同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究の提案は認めません。同一の提案者が同一の研究内容を重複して提案することもできません。また、研究の提案にあたっては、研究代表者をはじめとする各研究者は研究の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することに留意下さい。

なお、止むを得ない特段の事情が無い限り、研究代表者の研究期間中の変更は認められません。研究期間終了まで責任を持って研究遂行が可能な研究代表者を選定下さい。

3. 審査方法等

3.1 審査方法・体制

提出された提案書類の審査は、道路局に設置する専門家からなる新道路技術会議（委員長：三木千壽 東京工業大学大学院教授）において行われます。なお、下記の審査手順のうち、ヒアリング審査の実施にあたっては、審査対象となる研究をソフト分野（例：道路計画、手法等）及びハード分野（例：道路機能、構造物等）に区分し、2つの評価分科会（以下「分科会」という。）にて実施します。各分科会は、新道路技術会議委員、国土交通省担当行政官及び担当研究官で構成されます。

3.2 審査手順

提出された提案書類について、応募の要件を満たしているか等を確認の上、提案書類の内容について、一次審査、ヒアリング審査、二次審査を行います。一次審査は、政策領域ごとに担当行政官と研究官が提案書類に基づき、創造性、実現性、研究体制の観点から評

価を行います。ヒアリング審査は、一次審査を通過した研究について、各分科会において提案者からヒアリングを行います（別紙1参照）。二次審査は、ヒアリング審査の結果を踏まえ、新道路技術会議での合議により行います。

なお、審査においては、内外研究との比較により実現性が担保できるかを考慮しますので、応募研究の関連分野における研究実績（提案書類の様式「⑩研究の実績」等）に留意下さい。また、提案内容に不明なことがある場合は、提案者に対して電話や来訪での説明を求めることがあります。

3.3 審査基準

研究の審査は、研究の創造性、実現性及び研究体制（注）の観点から行います。

一次審査における分野別の審査基準は以下のとおりです。提案者自らの判断による革新的研究調査（FS）での応募については、創造性の観点のみにより評価します。なお、審査基準のうち研究体制については、研究経費の適切さが重要な審査対象になりますので、十分ご注意下さい。

タイプⅠ（政策実現型）	創造性：30%	実現性：50%	研究体制：20%
タイプⅡ（技術ブレイクスルー型）	創造性：40%	実現性：40%	研究体制：20%
タイプⅢ（新政策領域創造型）	創造性：60%	実現性：20%	研究体制：20%

（注）創造性：①発想や目標とする成果、研究方法にこれまでにない新規性があるか。

②さらに新たな政策研究への展開を開けるなど先導性があるか。

実現性：①行政ニーズに適合しているか（研究に社会的意義があるか）。

②コストパフォーマンスを含め実効性のある成果が望めるか。

研究体制：①研究目標を達成するために適正かつ研究規模に応じた実施体制（人員、役割・責任分担、設備、スケジュール、連携先等）となっているか。

②研究経費の内容（外注がある場合はその必要性、範囲等を含め）は適切か。

3.4 結果の通知

公募案件の審議結果については、結果を問わず、会議事務局から提案者に対して理由を付して通知します。電話などによる、審議結果のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承下さい。

4. 採択後の手続き

採択された技術研究開発の提案書については、採択後、研究計画書として提出いただきます。この際、新道路技術会議における審議結果を踏まえ、研究計画の修正を求める場合があります。提出いただいた研究計画書に基づき、国土交通省国土技術政策総合研究所と委託研究契約を締結します。

5 . 研究成果の評価

会議は、研究成果について、研究期間終了後に事後評価を実施するとともに、毎年度、研究の見通しや進捗、研究費の配分や研究継続の妥当性などについて中間評価を行い、次年度以降の研究費の適正化をはかります。

また、複数年度にまたがる研究は、毎年度、会議において評価を行い、成果の見込みがないと判断されたものについては、打ち切ります。検討の結果、大きな成果が認められるものは当初の研究期間を超える継続も検討します。

研究期間終了後には、研究成果に関する報告会を開催します。なお、優れた研究については表彰するとともに、記念品（表彰盾）を贈呈します。

6 . 問い合わせ先

本募集要領に関する問い合わせは、下記まで電子メール又は **FAX** にて日本語でお願いします。なお、本技術研究開発制度の募集要領に関する主な Q & A については、別紙 2 を参照下さい。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号
国土交通省 道路局 国道・防災課
道路政策の質の向上に資する技術研究開発の募集係

電子メール：kenkyubosyu@mlit.go.jp

FAX：03-5253-1620

受付時間：10:00～17:00（土日曜、休祝日除く。）

URL：<http://www.mlit.go.jp/road/tech/shinki/koubo.html>

表 技術研究開発の概要

公募タイプ	タイプ (政策実現型)	タイプ (技術ブレイクスルー型)	タイプ (新政策領域創造型)
概要	現在の道路行政の重点課題の解決に資する研究	技術的課題の画期的な解決を目指す研究	政策横断的な視点から道路行政の新たな政策領域を提案する研究
	革新的研究調査(FS)		
各タイプ(~)において、提案者自ら又は会議における判断に基づき、提案内容が従来の技術開発には類のない革新的な内容であることから、研究の本格採択にあたり、事前に実行可能性や具体的方途等について検討・分析を行う研究			
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> 一 大学等の研究機関 二 国又は地方公共団体における研究機関 三 研究を目的に持つ独立行政法人、高速道路株式会社、日本下水道事業団 四 研究を目的に持つ特例社団・財団法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人 五 民間研究機関(研究業務を行っている機関) 六 新道路技術会議が委託研究を実施することが適当であると認めた学会及び業界を代表する協会 七 公共事業を行う第三セクターのうち新道路技術会議が委託研究を実施することが適当であると認めた法人 八 その他、特に新道路技術会議が委託研究を実施することが適当であると認めた法人又は個人 九 前各号の要件を満たす複数の機関又は研究者からなる共同研究体 <p>ただし、『道路関係業務の執行のあり方最終報告書(H20.4.17)』に基づき、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定からの支出を取り止める15 法人((社)国際建設技術協会、(財)河川情報センター、(財)自動車検査登録情報協会、(財)全国建設研修センター、(財)ツール・ド・北海道協会、(財)都市緑化基金、(財)日本不動産研究所、(財)北海道地域総合振興機構、(財)民間都市開発推進機構、(社)国土政策研究会、(社)道路緑化保全協会、(社)日本道路建設業協会、(社)広島県トラック協会、(社)北海道オートリゾートネットワーク協会、(社)街づくり区画整理協会)については委託研究の契約機関から除外する。なお、道路関係公益法人の研究者が共同研究者(研究代表者を除く。)となることは可能とする。</p> <p>また、海外の研究者が研究に参画することは可能です。</p>		
審査手順	一次審査	政策領域毎に担当行政官と研究官が提案書類に基づき、創造性、実現性、研究体制の観点から評価を行います(ただし、提案者自らの判断によるFSでの応募については、創造性の観点のみにより評価します。)	
	ヒアリング審査	一次審査を通過した研究について、各分科会において提案者からヒアリングを行います。	
	二次審査	ヒアリング審査の結果を踏まえ、新道路技術会議での合議により審査を行います。	
	なお、提案内容に不明なことがある場合は、提案者に対して電話や来訪での説明を求めることがあります。		
一次審査における分野別審査基準	創造性:30% 実現性:50% 研究体制:20%	創造性:40% 実現性:40% 研究体制:20%	創造性:60% 実現性:20% 研究体制:20%
研究費規模(年間限度額)	各タイプ(~)共通で100万円程度から最大5,000万円まで(革新的研究調査(FS)は100~1,000万円程度(単年度))。ただし、応募にあたっては研究内容に応じた適正な予算額を積み上げ、計上願います(研究経費の適切さは重要な審査対象になります。)。なお、各タイプとも、要素技術の研究開発を主体とする研究や文献調査、データ収集・分析、ヒアリング、事例研究等を主体とする研究など、幅広いテーマの研究も募集します。		
採択テーマ数	予算総額を踏まえ、応募される研究テーマの内容等に応じて検討・決定される予定です(各政策領域における研究テーマ例及び過去の採択研究についてはP.2~4表参照)。		
研究期間と評価	平成24年度から1~3年間(最終年度に継続も検討)。なお、FSの実施期間は1年間とします(1年後に研究の本格採択の是非を審査)。複数年度にまたがる研究は、毎年度、新道路技術会議において評価を行い、成果の見込みがないと判断されたものについては、打ち切ります。検討の結果、大きな成果が認められるものは当初の研究期間を超える継続も検討します。		

【ヒアリング審査概要】

評価分科会は、一次審査を通過した研究の詳細を確認し、評価を行うため、次のとおりヒアリング審査を実施します（実施時期は4月下旬を予定）。

1. 実施方法

(1) 出席者

ヒアリング審査の出席者は、評価分科会の各委員及び新道路技術会議関係者となります。なお、ヒアリング審査は非公開で実施します。

(2) 時間の配分

研究1件あたり20分とします。時間配分の目安は以下のとおりです。

- ① 提案者からの研究内容等の説明・・・・・・・・・・10分程度
- ② 質疑応答等・・・・・・・・・・10分程度

(3) 説明者

説明者は、原則として研究代表者とします。なお、必要に応じて共同研究者による補足説明も可とします。

(4) 説明資料

説明資料は、原則として、提案書類を使用するものとします。

2. 説明者に対する注意事項

- (1) ヒアリング審査の実施にあたっては、一次審査の結果、ヒアリング審査対象案件となった場合のみ提案者に連絡します（4月上旬頃を予定）。
- (2) 説明者は、当該公募案件の説明開始時刻15分前までに、ヒアリング審査会場又は新道路技術会議事務局が指定する場所に参加下さい。
- (3) 説明時間が短い（10分）ので、説明はできるだけ簡潔に行って下さい。
- (4) ヒアリング審査で用いる説明資料（提案書類）については、原則として、新道路技術会議事務局にて印刷・準備を行います。

【本技術研究開発制度に関するQ & A（募集要領関連）】

Q		A
募集範囲	①チャレンジングなアイデアの応募について	本技術研究開発制度では、純粋な道路分野に加え、道路分野への活用・応用が期待できる幅広い領域の研究を対象としています。チャレンジングなアイデアについては、研究目標（仮説）とそれを達成するためのアプローチ（検証プロセス）が明確となっているものであれば、各公募タイプ（Ⅰ～Ⅲ）ともに応募は可能です。
	②重点テーマの有無について	本技術研究開発制度では、道路行政における社会的なニーズ等を踏まえた特定の政策課題に対応した研究を対象とした募集として、「タイプⅣ 特定課題対応型」を設定しています。ただし、今年度のタイプⅣの設定及び募集はありません。
	③海外への展開について	本技術研究開発制度は、国内の道路政策課題のみならず、国外における技術研究開発の展開などに繋がる研究についても、幅広く募集対象としています。
採択実績	これまでに採択された研究テーマの詳細について	本技術研究開発制度において、過年度に採択された政策領域ごとの研究テーマについては、P.6～8表を参照下さい。
研究期間	革新的研究調査（FS）採択案件の研究期間について	本技術研究開発制度において採択された研究の研究期間は、1～3年間が通常です。ただし、革新的研究調査（FS）として採択された研究については、FS期間終了時における評価結果が「新規課題として採択」の場合、新規課題として次年度より採択され、研究期間については新規採択時から1～3年間（FS期間を含めると2～4年間）です。
契約手続	採択後の契約手続きについて	新道路技術会議における審査を経て採択された研究については、採択後、国土交通省国土技術政策総合研究所と委託契約を締結した上で研究を実施いただきます。なお、新道路技術会議における審査時の審議内容に基づき、研究内容の修正・調整等を求める場合があります。
	共同研究体について	共同研究体は、応募研究が採択された後、国土技術政策研究所との委託契約の時までに、共同研究体協定書を締結いただく必要があります。 なお、応募の段階では、この必要はありません。
	委託料の支払いについて	委託料の支払い方法として、概算払（各四半期毎に、所要額を支払う。）と精算払（当年度の研究終了後に、一括にて支払う。）が選択可能です。 ただし、概算払を行うには、財務省協議を経る必要があり、所要の書類と期間が必要です。

提案書類受理票

提案書類受理番号

「研究テーマ名」

平成 年 月 日

法人名：

代表者名：〇〇〇〇

所在地：〒〇〇〇〇〇〇市.....

研究代表者：所属

役職名

氏名

印

住所

TEL

FAX

E-Mail

提案書類チェックリスト

提案書類 1部

(提案書、研究開発年次計画・経費の見込み、平成24年度計画、必要経費概算)

研究概要資料 1部

提案書類、研究概要資料の電子データ 1部

法人の経歴書 1部

事業報告書等、役員名簿等及び定款等の写し(前年分) 1部

組織等に関する説明書 1部

-----切取線-----割印-----

提案書類受理番号

「研究テーマ名」

提案書類受理票

法人名

平成 年 月 日

研究代表者名

殿

貴殿から提出された標記提案書類は、受理しました。

国土交通省 道路局 国道・防災課 印

提 案 書 類 の 様 式

1. 提案書類は、次頁以降の記載例に従って記載下さい。
2. 用紙は、A4版を利用し、左とじにして下さい。
3. 提案書類は、1部を提出下さい。
4. 提案書類記入上の主な留意点については、巻末の参考を参照下さい。

1. 「 」 についての研究開発」提案書

研究テーマ名	〇〇〇〇〇についての研究開発
政策領域	[主領域] 〇〇
	[副領域] 〇〇 (複数領域の場合、主領域及び副領域を記述。)
公募タイプ	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> タイプ I タイプ II タイプ III FS 実施 </div> <p>(いずれか1つに○)</p> <p>※FS 実施の場合、FS に加え、FS 実施後に本格採択を目指す研究課題の内容をあわせて提案書に記述。</p>
研究の概要	
<p>研究の目的、内容等について、100 字程度で簡潔に記述。</p>	
研究の背景と目的	
<p>問題認識、テーマ設定について記述。</p>	
研究により期待される具体的な成果	
<p>公募タイプごとに期待される成果の内容に応じた研究の成果 (交通事故の減少、コスト縮減、耐久性の向上など道路政策へ反映できると想定される成果) を具体的に記述。次に成果が社会に果たす役割、成果の実用性について記述。</p>	

研究の目標と達成時期

公募タイプごとに期待される研究の目標と達成時期を設定。

- ・政策実現型 → アウトカム指標の設定とその達成時期
- ・技術ブレイクスルー型 → 技術の実用化（事業化）の内容とその達成時期
- ・新政策領域創造型 → 新規政策の位置づけと効果の明確化

研究の実施体制

(1) 研究実施体制

研究の実施体制（研究規模に応じた適正な人員配置とすること）、役割・責任分担等をわかりやすく図示。また、各研究者が担当する各々の研究内容（以下、「分担研究内容」）を(2)の研究者氏名の表に記述。共同研究者あるいは共同研究機関の数は、研究代表者が責任を持って統括できる範囲をよく勘案し、研究実施上欠かせない数に限定すること。

なお、止むを得ない特段の事情がない限り、研究代表者の研究期間中の変更は認められないため、研究期間終了まで責任を持って研究遂行が可能な研究代表者を選定すること。

その他、研究の一部を研究代表者（または共同研究者）の所属機関以外で実施（外注）する予定があれば、外注の体制、範囲等をあわせて簡潔に記述。

(2) 研究者氏名（研究代表者については、氏名欄に○を記述。）

研究者氏名	分担研究内容	所属・役職	経歴・主な研究分野等	資格
	(左記研究者が担当する研究内容を記述。)		(最終学歴、職歴、主な研究分野等を記述。)	

(3) 受託予定者及び経理責任者

受託予定者：○○大学 ○○長

経理責任者：○○○○ 経理部 ○○ ○○ (氏名を記述。)

TEL △△△-△△-△△△△ FAX △△△-△△-△△△△

(4) 外注を実施する目的、必要性等

上記(1)において、外注の実施予定がある場合は、外注の目的、必要性等を具体的に記述。

<p>研究の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究の独創性、先導性、国際的な水準など、他との違いをアピール。 申請予定あるいは取得した関連特許、関連する論文等を記述。
<p>研究の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の内外研究との比較や関連分野における研究実績、論文等を記述。
<p>スケジュール</p> <p>研究の実施内容ごとにスケジュールを記載。実施内容が成果にどう結びつくのか明らかにする。</p>
<p>その他</p> <p>研究を受託するにあたっての要望事項等があれば記述。</p>
<p>革新的研究調査（FS）の位置付け（提案者自らの判断に基づく場合のみ）</p> <p>提案者自らの判断に基づく革新的研究調査（FS）の場合、FSを実施すべき理由、FSで確認すべき研究内容等について、FS実施後に本格採択を目指す研究課題の全体計画と対応させて記述。</p>
<p>告知活動に関するアンケート</p> <p>本技術研究開発の今後のより効果的な告知活動のためアンケートにご協力下さい。本制度の公募情報をどちらで知りましたか？該当するものに○印をお願いします（複数可）。</p> <p>a.道路局ウェブサイト b.告知チラシ c.事務局からの告知電子メール d.業界誌・学会誌 e.道路局以外のウェブサイト f.事務局以外からの告知電子メール g.その他（ ）</p>

※ 本様式の記載は、A4版で5枚以内とすること（別紙や添付資料は受け付けません）。

2. 研究開発年次計画・経費の見込み

「研究テーマ名：（ ）に関する研究開発（括弧内に研究テーマ名を記載）」

※研究開発期間が3年間の場合の例（研究項目1を一部外注する場合）

単位：万円（税込）

研究項目	24年度	25年度	26年度	経費の総額
1 ○○○○に関する研究開発	実験準備・実施 ← 500 → [うち外注費 300]	データ解析・整備 ← 400 → [うち外注費 100]	検証・とりまとめ ← 200 → [うち外注費 50]	1,100 [450]
2 ○○○○に関するシステム開発	○○手法の検討 ← 400 →	モデル構築・検証 ← 350 →	とりまとめ ← 150 →	900
合計	900 [300]	750 [100]	350 [50]	2,000 [450]

注1) 研究項目ごとに各年度の研究経費の計画額（直接・間接経費を含む税込総額）を記入下さい。

注2) 革新的研究調査（FS）の場合、FSの実施期間（1年間）に加え、FS実施後に本格採択を目指す研究課題の実施期間（1～3年間）の年次計画・経費をあわせて記入下さい（年度欄が足りない場合は適宜追加下さい）。FS実施後の研究経費については、現時点で想定される金額を参考まで記入下さい。

注3) 研究の一部を研究代表者（又は共同研究者）の所属機関以外で実施（外注）する場合は、上記例の研究項目1を参照しながら、各研究項目における外注の範囲、予算規模が明確に分かるよう区分下さい。

3 . 平成 2 4 年度計画

○ 研究の概要

何のために、どのような研究を行い、当年度の開発目標は何かの概要を記述

○ 研究の内容

Aの研究

各研究の項目毎に、研究内容を具体的に記述（国土技術政策総合研究所との委託契約における「委託研究仕様書」に準用予定です。）

aの研究

bの研究

Bの研究

4 . 平成 2 4 年度の必要経費概算

研究に必要な経費の概算額を「委託事務処理科目別区分表」に定める科目区分に従って、記載下さい。

項 目	金額 (千円)	積 算 内 訳
人 件 費		
諸 謝 金		
旅費交通費		
庁 費 (1)備品費 (2)消耗品費 (3)借料及損料 (4)印刷製本費 (5)通信運搬費 (6)光熱水料 (7)賃 金 (8)会議費 (9)外注費		
間 接 費 諸 経 費		
小 計		
消費税相当額		
合 計		

委託事務処理科目区分表

科目区分	内 訳
直接費	委託事務に直接必要な人件費、諸謝金、旅費交通費、庁費である。
人件費	委託事務に直接従事する研究担当者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員）の延員数を計上する。 ただし、国から給与が支給されている国立大学法人の職員は計上できない。
諸謝金	委託事務に直接協力する者に対する報酬及び謝金で、時間数、人数及び回数を計上する。
旅費交通費	委託事務に直接従事する研究担当者の調査等に要する費用で、旅行先を記し、人数及び回数を計上する。
庁費	次の(1)～(9)の項目について計上する。
(1)備品費	1点20,000円以上で長期の反復使用に耐える物品を品目毎に計上する。
(2)消耗品費	備品費に計上した以外の物品を、文具、材料、機器具等に区分して計上する。
(3)借料及損料	機械借上げ等の使用数量及び日時数を計上する。
(4)印刷製本費	報告書、資料等に区分し、数量を計上する。
(5)通信運搬費	電報電話料、郵便料、運搬費に区分して計上する。
(6)光熱水料	電気料、ガス料及び水道料に区分して計上する。
(7)賃金	委託事務に係る非常勤職員（アルバイト等）の延員数を計上する。
(8)会議費	会場借上げ等の使用回数又は日時数を計上する。
(9)外注費	調査、試験、実験、計算、機械器具等の修理その他の雑役務に区分して一式金額で計上する。 ただし、別紙「内訳書」を添付すること。
間接費	委託事務処理に必要な経費のうち直接費以外の諸経費について計上する。諸経費は直接費×諸経费率より算出した額とする。なお、諸経费率は直接費の10%の範囲内で、「受託業務取扱規則」等で定める率とする。

注1：研究終了後の残存物件の取り扱いについては、契約書(案)第23条によります。

2：共同研究者の所属機関は、契約書(案)第3条に規定する「第三者」には該当しません。

【研究概要資料（イメージ）】

下記の記載事項を参考に、研究の概要（ポイント）をパワーポイント原稿4枚にまとめ、2アップ（スライド2枚につきA4版1枚）で印刷の上、「4. 平成24年度の必要経費概算」の次に別紙にて綴じて提出下さい。

なお、原稿枚数が限られているため、図表等を効果的に活用し、要点を絞って簡潔に分かりやすく記載下さい。

〇〇〇〇〇に関する研究開発

1. 研究の背景・目的

問題意識・テーマ設定 など

3. 研究の目標と達成時期

- ・公募タイプごとに期待される研究の目標・達成時期
- ・研究の流れ・手順 など

2. 研究により期待される具体的な成果

- ・公募タイプごとに期待される成果の内容に応じた研究の成果（交通事故の減少、コスト縮減、耐久性の向上など道路政策へ反映できると想定される成果）
- ・研究成果が社会に果たす役割
- ・研究成果の実用性 など

4. 研究の実施体制

- ・研究代表者、共同研究者
- ・実施体制・役割分担（外注の有無等） など

5. その他

- ・研究の特徴、特筆すべき点
- ・内外研究との比較、研究実績 など

【提案書類記入上の留意点】

Q		A
研究経費の積算	人件費について	国から人件費に該当する交付金が支給されている国立大学法人等は計上できません。人件費は委託事務に直接従事する研究担当者（大学の招聘研究者、公益法人の職員又は民間会社の社員等）を対象とします。なお、人件費を計上する場合は、該当者の人件費に相当する勤務実績を証明する書類の提出が必要になります。 なお、アルバイト代は、庁費(7)賃金に計上下さい。
	備品費について	市場でリース・レンタル可能なもの（パソコン等）については、購入は認められません。これらは、庁費(3)借料及損料に計上願います。市場にレンタル等がない場合は、計上可能です。しかし、所有権は国土技術政策総合研究所にあり、委託研究終了時には、原則、返却いただく必要があります。
	間接費について	諸経費率は、直接費の10%の範囲内です。研究機関側で定められている「受託業務取扱規則」等において、諸経費率が10%以内の率で定められている場合は、その率です。 人件費に公益法人の職員又は民間会社の社員等を計上した場合は、間接費にコンサル業務に準じた諸経費及び技術経費を計上することも可能です。
契約手続	受託予定者及び経理責任者について	契約は、原則として、研究代表者の所属する機関と行います。提案書類「⑧研究の実施体制」の受託予定者は、契約権限のある者、経理責任者は、委託料の経理に係る事務に関して責任を有する者です。
	共同研究者への研究資金の配分について	研究の実施にあたっては、研究代表者の所属する機関と国土技術政策総合研究所が委託研究契約を締結します。各共同研究者への資金配分については、研究代表者の責任において実施いただきます。
提出方法	応募書類の提出方法について	応募書類の提出方法については、受領日時が確認できるよう、郵送（書留に限る。）又は宅配便を原則とします。ただし、郵送等による提出期限内の提出が困難な場合は、持ち込みによる提出も可とします。

委託研究標準契約書（案）

委託研究の名称

委託研究実施期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

委託料の限度額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

成果品の納入場所 国土交通省国土技術政策総合研究所

頭書研究の委託について、委託者 支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 ○○
○○（以下「甲」という。）と受託者 (以下「乙」という。)とは、
次の条項により委託契約を締結する。

(総 則)

第 1 条 乙は、委託研究実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、頭書の委託料の
限度額をもって、頭書の委託研究実施期間（以下「実施期間」という。）までに、頭書の委
託研究（以下「委託研究」という。）を完了しなければならない。

2 前項の実施要領に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 2 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはな
らない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止等)

第 3 条 乙は、委託研究の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負
わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、委託研究における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及
び技術的判断等をいうものとする。

3 乙は、委託研究の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせよ
うとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再
委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、
承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、乙がコピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計の軽微な業
務を再委託しようとするときには適用しない。

5 乙が委託研究の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為につい
ては、その責任を乙が負うものとする。

6 乙は、委託研究の処理に当たり、第三者との間で共同研究等の契約を締結してはならない。
ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(履行体制の把握)

第 4 条 乙は、前条第 3 項及び第 6 項の承諾を得た場合において、再委託の相手方（共同研究等の相手方を含む。）がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前条第 4 項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を甲に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、前項の場合において、甲が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(実施計画書の変更等)

第 5 条 乙は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書の変更（各費目相互間における金額の 2 割以内の変更を除く。）をしようとするときは、変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書を甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の変更後の実施計画書及び四半期別必要経費内訳書について遅滞なくその内容を審査し、不相当と認めるときは、乙と協議するものとする。

3 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託研究の処理状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

(注) 精算払による場合は、下線部を削除。

(委託研究の内容の変更等)

第 6 条 甲は、必要がある場合には、委託研究の内容を変更し、又は委託研究を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、実施期間又は委託料の限度額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 予期することのできない賃金水準、物価水準等の変動により、委託研究に要する直接経費（人件費、諸謝金、旅費、庁費）に大きな変動が生じ、委託料の限度額が著しく不相当となったときは、甲乙協議のうえ委託料の限度額を変更することができる。

3 前条第 1 項及び第 2 項の規定は、第 1 項及び前項の場合について準用する。

4 第 1 項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(実施期間の延長等)

第 7 条 乙は、その責に帰することができない事由により実施期間までに委託研究を完了できないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して実施期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲は、乙の責に帰する事由により実施期間までに委託研究を完了することができない場合において、実施期間後に完了する見込みがあると認めるときは、その内容を審査し、損害金を付して実施期間を延長することができる。

3 前項の損害金は、委託料の限度額に対して延長日数に応じ年 5 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第 8 条 委託研究の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、乙が負担しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引渡)

- 第 9 条 乙は、委託研究を完了したときは、遅滞なく成果品に添えて完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の成果品、完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に甲又は甲の指定した職員により検査を行わなければならない。
 - 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、成果品に添えて補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を甲に提出しなければならない。
 - 4 第 2 項の規定は、甲が前項の成果品、補正完了報告書、受払報告書及び残存物件報告書を受領した場合に準用する。
 - 5 甲は、第 2 項(第 4 項において準用する場合を含む。)の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙にその旨を通知しなければならない。
 - 6 前項の委託料の確定額は、現に委託研究に要した経費の額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。
 - 7 乙は、第 5 項の通知を受けたときは、遅滞なく成果品を甲に引き渡さなければならない。

(委託料の支払)

- 第 10 条 乙は、前条第 7 項により、成果品の引き渡しを完了したときは、甲に対して、確定した委託料の支払いを請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定により、適法な請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。
 - 3 乙は、甲の責に帰すべき事由により前項の委託料の支払いが遅れた場合には、甲に対して、遅延日数に応じ年 3.3 パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(概算払)

- 第 11 条 乙は、実施計画書及び四半期別必要経費内訳書に基づいて、各四半期における所要額として委託料の概算払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の請求により、必要があると認められる金額については、前条第 1 項の規定にかかわらず、概算払をすることができる。
 - 3 前条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

(概算払の精算)

- 第 12 条 乙は、確定した委託料と既に概算払により受領した金額に差額が生じた場合は、甲にその旨を申請する。
- 2 乙は、前項の結果に不足額が生じた場合には、甲に不足額の支払いを請求することができる。
 - 3 第 10 条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。
 - 4 乙は、第 1 項の結果に余剰額が生じた場合には、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。

(注) 精算払による場合は、第 11 条及び第 12 条を削除し、第 13 条以降を繰り上げる。

(知的財産権の範囲)

- 第 13 条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- 一 特許法(昭和 34 年法律第 121 号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、実用新案法(昭和 34 年法律第 123 号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和 60 年法律第 43 号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成 10 年法律第 83 号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国における上記各権利に相当す

- る権利（以下「産業財産権」と総称する。）
- 二 特許法に規定する特許をうける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）
 - 三 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国に於ける上記各権利に相当する権利（以下「プログラム等の著作権」と総称する。）
 - 四 前三号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利。
- 2 この契約書において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権の対象となるものについては意匠の創作、回路配置利用権の対象となるものについては回路配置の創作、育成者権の対象となるものについては品種の育成、プログラム等の著作権の対象となるものについてはプログラム等の創作並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

（知的財産権の帰属）

- 第14条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを確認書により甲に届け出た場合は、当該委託研究に係る知的財産権を乙から譲り受けられないことができるものとする。
- 一 乙は、当該委託研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく第16条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
 - 二 乙は、国が適正な対価を支払う場合においては、当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
 - 三 乙は、国が公共の利益のために特に必要であるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。ただし、本号に通常の公共事業への活用は含まれない。
 - 四 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から無償で当該知的財産権を譲り受けるものとする。その承継等の時期は特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては出願、回路配置利用権に係る権利にあつては、申請に先立って行うものとし、乙は知的財産権帰属届出書並びに次の各号に掲げる書類を甲に提出するものとする。
- 一 乙の従業員又は役員（以下「従業員等」という。）の行った発明等に係る知的財産権を受ける権利を乙が承継した旨を記載した書面。
 - 二 前号の知的財産権を受ける権利を乙が甲に無条件で譲渡する旨を記載した書面。
 - 三 第一号に係る発明等の範囲、内容等を記載した書面。
- 3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の管理)

第15条 乙は、前条第2項に該当する場合、前条第2項の書類の提出後、甲の指示に従い、乙は当該委託研究に係る発明等について、次の各号に掲げる手続きを甲の名義により行うものとする。

- 一 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
 - 二 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
 - 三 プログラム等の著作物にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続き
- 2 甲は、前項の場合において、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を別途支払うものとする。
- 3 乙は、当該委託研究に係る甲の名義の産業財産権等の登録後に生じた問題等の解決のため、甲より協力の要請があつた場合には速やかに対応することとする。

(知的財産権の報告)

第16条 乙は、当該委託研究に係る産業財産権に関する出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠出願を行う場合には、特許法施行規則第23条第5項及び同規則様式26備考24等を参考にして、当該出願書類に国の委託研究に係る成果の出願である旨を記載しなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、当該委託研究に係るプログラムの著作物又はデータベースの著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に、著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、実施もしくは許諾した日から60日以内に、知的財産権実施届出書を甲に提出しなければならない。

(知的財産権の譲渡)

第17条 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、譲渡通知書を甲に提出するとともに、第14条、第15条、第16条、第18条及び第19条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

第18条 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第14条第1項及び次項の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

- 2 乙は、当該委託研究に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合には、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該委託研究に係る発明等により生産される物が、日本国内において生産されることを当該第三者に約させた場合は、この限りではない。

(知的財産権の放棄)

第19条 乙は、当該委託研究に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(知的財産権の帰属の例外)

第20条 委託契約の目的として作成される報告書に係る著作権は、プログラム等の著作権を除きすべて甲に帰属する。

- 2 第14条第2項及び前項の規定により著作権を乙から甲に譲渡する場合において、当該著

作物を乙が自ら創作したときは、乙は著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(ノウハウの指定)

第21条 甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、当該委託研究完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(職務発明規程の整備)

第22条 乙は、この契約の締結後速やかに従業員等が行った発明等が委託研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業員等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業員等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。

(残存物件の返還)

第23条 乙は、委託研究の実施により生じた残存物件の返還については、成果品の引き渡し前に甲と協議の上、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除及び違約金等)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 その責に帰すべき事由により、実施期間内に委託研究が完了しないとき、又は完了する見込がないと明らかに認められるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除したときは、委託料の限度額の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除した場合において、第11条により概算払を受けているときは、甲に対して、その概算払の額に概算払の日から返還の日までの日数に応じ年5パーセントの割合を乗じて得た額の利息を付してこれを返還しなければならない。

(注) 概算払による場合は、第3項を削除する。

(委託料の経理及び監査)

第25条 乙は、委託料の経理について、別に帳簿を備え、その収支を明らかにするとともに、証拠書類を整備保管しなければならない。

2 乙は、実施計画書に記載された各費目相互間の流用(各費目相互間における金額の2割以内の変更を除く。)をしてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

3 乙は、委託料の経理状況について、各四半期終了後30日以内に甲に報告しなければならない。

4 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託料の経理状況について監査し、資料の提出を求めることができる。

5 乙は、第1項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、委託研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第26条 乙は、委託研究の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(成果の公表)

第27条 委託研究の内容及び成果の公表にあたっては、次の各号の通りとする。

- 一 公表する内容については、委託研究完了時（委託研究実施期間内においては公表しようとするとき）に、知的財産権及びノウハウの保護の観点から、公表の可否、公表する範囲について甲乙協議するものとする。
- 二 乙は、委託研究の内容及び成果を公表しようとするときは、前項で協議した内容に従うとともに、公表前に甲に報告しなければならない。この場合、乙は、特段の理由がある場合を除き、その内容が甲の委託研究の結果得られたものである旨を明示しなければならない。
- 三 第1項の報告をしなければならない期間は、委託研究の実施年度の終了の翌日から起算して5年間とする。ただし、甲乙協議してこの期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(補 則)

第28条 この契約書に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 茨城県つくば市旭1番地
支出負担行為担当
国土技術政策総合研究所長 ○○ ○○ 印

乙 住所

印